

年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
4月	指導方針等の確認 共通理解	道徳・HR・自立活動(通年) 学級づくり・集団活動(通年)	担当者引継 日常の観察(日誌・連絡帳等 通年) 個別懇談(生徒・保護者)
5月	各学部 生徒情報交換 人権教育推進委員会	生徒総会でスマートフォン等の ルール確認	精神科健康相談
6月			いじめアンケート実施 聞きとり、懇談等
7月	アンケート結果を共通理解	PTA懇談会 SNS、スマートフォン等について	個別懇談(生徒・保護者)
8月			いじめに関する校内研修
9月			
10月			いじめアンケート実施 聞きとり、懇談等
11月	人権教育推進委員会 アンケート結果を共通理解		精神科健康相談
12月		人権教育講演会	個別懇談(生徒・保護者)
1月			精神科健康相談 いじめアンケート実施 聞きとり、懇談等
2月	アンケート結果を共通理解 学校評価 人権教育推進委員会 本年度のまとめ 次年度の計画 いじめ防止基本方針等の見直し		
3月			個別懇談(生徒・保護者)

事業発生前時、緊急いじめ対応委員会(通年)
職員会議で共通理解(通年)

職員会議等

職員会議
いじめ対応マニュアルの確認、指導方針や指導計画の共通理解

学協会等で幼児児童生徒の情報交換を行い、いじめにつながる内容であれば、状況や対応について職員会議等で情報を共有する。

学校評議員会、学校評価アンケートにおいて、取組を点検し、必要に応じて改善を行う。

未然防止に向けた取り組み

年間を通し、道徳や特別活動、自立活動、合わせた指導を活用して、人間関係の形成や、規範意識、人権意識を高める指導を行う。
人権教育講演会では、外部講師を含め、人権に関する講演を行う。
年度初めや学期始めは、特に「学級・学年づくり」や「人間関係づくり」の活動を、県の「いじめ未然防止プログラム」等を活用して、好ましい人間関係が築かれるようにする。
年間を通して、あらゆる教育活動で好ましい人間関係を築き、いじめを許さない学級づくりを推進する。
情報モラルについての学習を行う。
PTA懇談会において、スマートフォン等を持たせる際のフィルタリングや、家庭でのルールづくりについて説明を行う。

早期発見に向けた取り組み

本校では、担当する幼児児童生徒が1～3名程度と少数であるため、教職員が幼児児童生徒の小さな変化を敏感に察知できる体制にある。さらに個別の教育支援計画を作成しながら担当職員同士の情報交換も密接に行われている。また、学級日誌や連絡帳、個別懇談等を通して、保護者や寄宿舎との連携を密にして、幼児児童生徒の小さな変化を見逃さないようにしている。

年度当初や学期末の時期に、担当者間で幼児児童生徒の状況や引継等を行い、個別の状況の理解に努めている。